

平成二十五年八月十日発行  
皇學館論叢第四十六卷第四号  
抜刷

孝徳天皇朝の宮都を検証し日本紀の天皇評に及ぶ

堀  
井  
純  
二

# 孝徳天皇朝の宮都を検証し

## 日本紀の天皇評に及ぶ

堀井純二

### □ 要 旨

孝徳天皇朝の改新政治の舞台となつた宮都について、『日本紀』大化元年十二月癸卯条の遷都記事は難波遷都を予告したものであり、実際の遷都は子代離宮への行幸からである。その子代離宮と小郡宮は同一の宮とする直木幸次郎説は妥当なものと考へられる。次いで見られる埴宮について、これを長柄豊埼宮の「前身」とする説や、造営中の豊埼宮とする説があるが、いづれも根拠薄弱で両者の関係は不明である。

孝徳天皇朝の宮都で問題となるのは味経宮と大郡宮である。味経宮は長柄豊埼宮の東南の地にあつたと考へられるが、この宮は大勢の僧侶に一切経を読ましめるなど仏教的色彩の濃い宮である。この味経宮と大郡宮は同一の宮であると考へるのが本稿の趣旨であるが、『日本紀』は孝徳天皇を「尊<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub>、軽<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>」せられたと評してゐるが、その理由は仏教的色彩の強い味経宮造営に關係して生国玉神社の木を切る事があり、それがこのやうな評価を下す理由のなつたと推察するのである。

### □ キーワード

孝徳天皇 小郡宮 長柄豊埼宮 味経宮 大郡宮 「尊<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub>、軽<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>」

## はしがき

孝徳天皇朝はいふまでもなく改新政治が推進された時である。その舞台となった宮都については『日本紀』大化元年十二月癸卯条の記事から難波長柄豊碕宮と考へられがちであるが、豊碕宮への遷都は白雉二年十二月晦のことであり、その完成は白雉三年九月のことである。

ではそれ以前の諸改革はどこで行はれたのか。本稿では孝徳天皇紀に見られる諸宮について検討を加へるとともに、『日本紀』が孝徳天皇を「尊<sup>ニ</sup>仏法<sup>一</sup>、軽<sup>ニ</sup>神道<sup>一</sup>」と評した理由について考へることにしたい。博雅の御示教をお願いしたい。

### 一、孝徳天皇朝の諸宮

孝徳天皇朝の宮都については、孝徳天皇紀大化元年十二月癸卯条に

遷<sup>ニ</sup>都難波長柄豊碕<sup>一</sup>。老人等相謂之曰。自<sup>レ</sup>春至<sup>レ</sup>夏鼠向<sup>ニ</sup>難波<sup>一</sup>。遷都之兆也。

と記されてゐるところから、大化元年十二月癸卯に大和から難波長柄豊碕宮に遷都されたとみられやすいのであるが、難波長柄豊碕宮に遷都されたのは、白雉二年十二月晦条に

於<sup>レ</sup>是天皇從<sup>ニ</sup>於大郡<sup>一</sup>遷居<sup>ニ</sup>新宮<sup>一</sup>。号曰<sup>ニ</sup>難波長柄豊碕宮<sup>一</sup>。

とあることにより明らかやうに白雉二年十二月晦日のことであり、大化元年十二月癸卯条の記事は難波への遷都を

孝徳天皇朝の宮都を検証し日本紀の天皇評に及ぶ（堀井）

予告したものと考へられるのである。

そもそも孝徳天皇紀には宮都に關した記事が数多くみられるのであり、それらを一覽にして示せば次の通りである。

- 1、大化元年十二月癸卯（九日）。遷<sub>三</sub>都難波長柄豊碕<sub>一</sub>。
- 2、大化二年正月（是月） 天皇御<sub>三</sub>子代離宮<sub>一</sub>。（中略）或本云。壞<sub>三</sub>難波狭屋部邑子代屯倉<sub>一</sub>而起<sub>三</sub>而行宮<sub>一</sub>。
- 3、大化二年二月戊申（十五日）。天皇、幸<sub>三</sub>宮東門<sub>一</sub>。
- 4、大化二年二月乙卯（二十二日）。天皇還<sub>レ</sub>自<sub>三</sub>子代離宮<sub>一</sub>。
- 5、大化二年九月（是月）。天皇御<sub>三</sub>蝦蟇行宮<sub>一</sub>。或本云、離宮。
- 6、大化三年是歲。壞<sub>三</sub>小郡<sub>一</sub>而宮<sub>レ</sub>宮。天皇処<sub>三</sub>小郡宮<sub>一</sub>而定<sub>三</sub>礼法<sub>一</sub>。
- 7、大化三年十二月晦。停<sub>三</sub>武庫行宮<sub>一</sub>。
- 8、大化四年正月壬午朔。是夕。天皇幸<sub>三</sub>于難波碕宮<sub>一</sub>。
- 9、白雉元年正月辛丑朔。車駕幸<sub>三</sub>味経宮<sub>一</sub>。觀<sub>三</sub>賀正礼<sub>一</sub>。（註略）是日車駕還<sub>レ</sub>宮。
- 10、白雉元年十月。為<sub>レ</sub>入<sub>三</sub>宮地<sub>一</sub>所<sub>三</sub>壞丘墓<sub>一</sub>及被<sub>レ</sub>遷人者。賜<sub>レ</sub>物各有<sub>レ</sub>差。即遣<sub>三</sub>將作大匠荒田井直 比羅夫<sub>一</sub>立<sub>三</sub>宮塚標<sub>一</sub>。
- 11、白雉二年十二月晦。於<sub>三</sub>味経宮<sub>一</sub>請<sub>三</sub>二千一百余僧尼<sub>一</sub>。使<sub>レ</sub>誦<sub>三</sub>一切經<sub>一</sub>。是夕。燃<sub>三</sub>二千七百余灯於朝庭内<sub>一</sub>。使<sub>レ</sub>誦<sub>三</sub>安宅・土側等經<sub>一</sub>。
- 12、（白雉二年十二月晦）於<sub>レ</sub>是天皇從<sub>三</sub>於大郡<sub>一</sub>遷居<sub>三</sub>新宮<sub>一</sub>。号曰<sub>三</sub>難波長柄豊碕宮<sub>一</sub>。
- 13、白雉三年正月己未朔。元日礼訖。車駕幸<sub>三</sub>大郡宮<sub>一</sub>。
- 14、白雉三年九月。造<sub>レ</sub>宮已訖。

15、白雉五年十月癸卯朔。(皇太子等) 赴<sup>二</sup>難波宮<sup>一</sup>。

この中で最後の15は皇太子等による孝徳天皇のお見舞ひであるから、これが難波長柄豊碕宮であることは明らかであり問題とする必要はないから、本稿では触れないこととする。

## 二、子代行宮と小郡宮

1については先に述べたやうに難波への遷都を告知したものと考へられるのであり、孝徳天皇は即位後何処に居られたのかといふことであるが、4に関して小学館新古典文学全集本が

どこへ還つたか明らかでないが、大和の飛鳥板蓋宮か。<sup>(1)</sup>

と註記してゐるやうに、飛鳥板蓋宮と考へるのが穏当だと思はれる。

ところが2では、天皇は子代離宮に御してをられるのである。その行幸が何時のことか明確ではないが、その地理から考へて子代屯倉の地を宮として整へられたものであり、その行幸は大化元年十二月の事であつたと考へることが可能だと思はれる。3の記事は、天皇が宮の東門に出御し、蘇我石川麻呂に詔を宣せしめられた記事であり、二年正月の賀正及び改新の詔の発布も、小学館新古典文学全集本が、

大化二年正月朔条には改新の詔を宣した場所を記していないが、その場所は子代離宮か。<sup>(3)</sup>

と記してゐるのに従ふべきものと考へられる。天皇は4のやうに一旦子代離宮から還られた後、九月には5のやうに蝦蟇宮に行幸されてゐる。この蝦蟇宮の所在地については明らかではないが、一説には高津宮の故地に営まれた宮ともいはれてゐる。<sup>(4)</sup> さうとすれば子代離宮の近辺である。続けて6では小郡宮を営まれた事が記されてをり、小学館新

孝徳天皇朝の宮都を検証し日本紀の天皇評に及ぶ(堀井)

古典文学全集本は、

孝徳紀に見える難波宮は、これ以前は子代離宮と蝦蟇行宮である。小郡宮の成立をもって正式の難波遷都とすべきであろう。<sup>⑤</sup>

と記してゐる。

そもそも孝徳天皇朝の宮として挙げられてゐる宮（子代離宮・蝦蟇行宮・小郡宮・武庫行宮・難波碕宮・味経宮・難波長柄豊碕宮・大郡宮）の中で造営を意味する記載の為されてゐるのは子代離宮と小郡宮・難波長柄豊碕宮のみである。

子代離宮に関しては、2のやうに「或本云」として

壊<sup>二</sup>難波狭屋部邑子代屯倉<sup>一</sup>而起<sup>三</sup>而行宮<sup>一</sup>。

と、子代屯倉を壊して造営されたものであるとされてをり、その子代屯倉の所在地である狭屋部邑については『倭名類聚抄』に卷六「撰津國第七十二」の西成郡の条に「讚楊」郷が記されてをり、また『行基年譜』の行基七十七歳・聖武天皇二十一年条に難波渡院・枚松院とともに作蓋部院が記され、これらの寺の場所について「撰津国西城（成）郡津守村」となつてゐるところから狭屋部邑が西成郡にあつたことが知られる。津守村の所在が不明なためにそれ以上の特定はできないが、西成郡は小郡ともいはれたとされることから、6の小郡宮について田中卓氏や直木孝次郎氏は子代離宮と小郡宮は同一の宮であり、子代屯倉を壊つて宮を建設したものとされてゐるが、首肯されるものと考へられる。<sup>⑦</sup> そのことからして小郡宮造営を以て難波遷都と考へてよいものと推定されるのである。<sup>⑥</sup>

### 三、難波碕宮

7と8は小郡宮の造営がなされたその年、つまり大化三年の大晦日に有馬温湯から還られる途次、武庫行宮に入られ、翌日（元旦）の賀正は武庫行宮で受けられ、その夕に難波碕宮に幸されたとするものである。この碕宮について小学館新古典文学全集本は、

上町台地先端部にあつた宮であろうが、所在未詳。難波長柄豊碕宮の前身か。<sup>(8)</sup>

と記してゐるが、この碕宮と難波長柄豊碕宮との関係は不明である。難波長柄豊碕宮については12で大郡から新宮に遷られたことを記し、この新宮を難波長柄豊碕宮と名づけたことが記されるのである。その新宮造営に關した記事が10・12・14であるが、その難波長柄豊碕宮の規模は東西一八四、九四メートル、南北三九四、六九メートルといふ大規模なものである。碕宮についてはその規模等不明であるが、大化三年晦日に武庫行宮に留まり、翌四年正月の賀正を行宮で受けられてから、その夕べに碕宮に幸してをられるところよりして、碕宮は賀正を受けることもできないほどの小規模な宮であつたと考へられる。碕宮が難波長柄豊碕宮の地に在つたとするならば、豊碕宮は碕宮を壊して新たに造営したものと考へられるのであり、単に「前身」といふことはできないものと考へられる。『日本歴史』第七七〇号（平成二十四年七月号）に古内絵里子氏が「七世紀における大王宮周辺空間の形成と評制」といふ論文を発表されてゐる。その中で古内氏はこの碕宮を「造営中の豊碕宮」としてをられるが、出土の木簡からそのやうに判断することも可能かもしれないが、後述のやうに豊碕宮の造営はこの時点では未だ行はれてゐないのではないかと考へられ、「造営中の豊碕宮」との断定は難しいと思はれる。<sup>(9)</sup>なほ附け加へていふと、古内氏はこの大化四年の賀正は小郡

孝徳天皇朝の宮都を検証し日本紀の天皇評に及ぶ（堀井）

宮に於いて受けられたといはれてゐるが、前日には武庫行宮に留まつてをられるのであり、やはり武庫行宮に於いて受けられたものと考へるべきである。古内氏が賀正は小郡宮に於いて受けられたとされたのは、三年十二月晦条の「停<sub>二</sub>武庫行宮<sub>一</sub>。」の後、『日本紀』は皇太子宮の火災記事を記し、さらに「是歳」として冠位記事を記してゐるために四年正月記事との連続性を失念され小郡宮に於いて賀正を受けられたものと判断されたためと考へられるのである。

#### 四、味経宮と大郡宮

後残るのは9及び11に記されてゐる味経宮と、13の大郡宮である。味経宮の所在地に関しては、かつては『撰津志』により大阪府摂津市に所在したと考へられてゐたが、難波宮の遺跡発掘の結果、今日では一般には難波長柄豊碓宮の東南の地である東成郡味原郷（現大阪市天王寺区味原町）と考へられてゐる。ところが吉川真司氏は味経宮と難波長柄豊碓宮を同一の宮、即ち難波長柄豊碓宮の別名が味経宮と解され、<sup>10</sup> それを受けた古市晃氏も吉川弘文館発行の『古代の都―飛鳥から藤原京へ』所収の「難波宮と難波津」において、難波長柄豊碓宮について記し

この宮が味経宮ともよばれたことは、味経宮を長柄宮ともいう『万葉集』などの事例から確実である。<sup>12</sup>と主張されてゐる。しかしこれは『万葉集』巻六の九二八番歌である笠朝臣金村の

おしてる 難波の国は 葦垣の 古にし里と 人皆の 思ひやすみて つれもなく ありし間に うみ麻なす  
長柄の宮に 真木柱 太高しきて をす国を 治めたまへば 沖つ鳥 味経の原に もののふの 八十伴の雄は  
廬して 都成したり 旅にはあれども

に見える「長柄の宮」と「味経の原」を、また一〇六二番歌である田邊福麻呂の

やすみしし 吾が大君の あり通ふ 難波の宮は いさなとり 海片つきて 玉拾ふ 濱邊を近み 朝羽振る  
浪の音さわき 夕風に 楫の音聞こゆ 暁の 寢覚に聞けば わたつみの 潮干のむた 浦洲には 千鳥妻呼び  
葦邊には 鶴鳴きとよむ 見る人の 語にすれば 聞く人の 見まくほりする 御食向ふ 味原の宮は 見れど  
飽かぬかも

の「難波の宮」と「味原の宮」を同一地点と解したものであるが、これらの歌はいづれも奈良時代、後期難波宮時代の認識であり、孝徳天皇朝に於いて、両者が同一であつたといふことの証明にはならないのである。

私は孝徳天皇朝に於ける味経宮と難波長柄豊碓宮とは、その地を異にしてゐたと考へるのである。何故ならば「長柄宮」と「味経原」が同一の宮であつたとすれば後にも触れるやうに、味経宮に行幸になつてゐる天皇が、何故にさらに大郡を経て「新宮」すなはち難波長柄豊碓宮に遷られることになるのであるかといふ擬問が生じるからである。さらに難波長柄豊碓宮は白雉二年晦日に難波長柄豊碓宮と号された「新宮」であり、その完成は白雉三年九月のことである。対して味経宮は、白雉元年正月には存在してゐるのであるから、同一説は成り立つものではない。澤瀉久孝博士が『万葉集注釈』に於いて、

この歌によると味経に長柄の宮があつたことになる。(が)・・・難波舊地考に、和名抄に東生郡味原とあるところと云つてゐるやうに、天王寺區東高津の東(中略)とする説によると長柄宮址とすゐるやうに、天王寺區東高津の東に味原池があり、味原町、下味原町などゐるやうに、天王寺區東高津の東に味原池があり、味原町、下味原町などの町名はその味生によつたものだとする説によると東區法圓坂町の東南に接してゐる事になり、そこに百官が廬長柄宮址とする東區法圓坂町の東南に接してゐる事になり、そこに百官が廬をするといふ事は極めて認めやすい事だと思ふ。<sup>14)</sup>

孝徳天皇朝の宮都を検証し日本紀の天皇評に及ぶ(堀井)

と述べてをられるやうに、味経宮は通説の通り難波長柄豊碕宮の東南に当る東成郡味原郷に存在した宮と見てよいものと考へられるのである。その味経宮では9のやうに白雉元年の賀正を受けられ、さらに11のやうに白雉二年の晦日には二千百余の僧侶を請じて一切経を讀ましめてゐるところよりして、相当の規模を有してゐたものと考へてよいと思はれる。ことに白雉元年にはわざわざ味経宮に行幸して賀正を受けられてゐるところよりして、小郡宮よりも大規模な宮であつたとも考へられるのである。吉川氏は白雉元年の朝賀について

白雉元年正月には宮中樞部の造成がほぼ完了し、その広い空間に帷などで殿舎を仮設して朝賀儀を行ったと考えれば良いのである。<sup>(15)</sup>

として、天平十四年正月丁未朔条や齐明天皇二年是歳条の例を挙げられるが、齐明天皇の場合はその前年に板葺宮が火災に遭ひ、川原宮に移られてゐる状況であり、三韓の使者饗応にふさはしい場所の設定が困難であつたために急遽造営中の岡本宮の宮地に幕を張つての饗応となつたのである。また天平十四年正月丁未朔の朝賀の場合は大極殿が完成しないために「権に四阿殿を造」り行はれたものである。対して白雉元年の朝賀は恒例の儀式であり、敢へて工事中の宮地に於いて行はなければならぬ必然性はないのである。それを齐明天皇二年の三韓使者饗応や恭仁京に於ける例と同一に考へることは無理があると考へられる。やはりこれは味経宮といふ宮に於いて正式に行はれた儀式であり、決して「帷などで殿舎を仮設して朝賀儀を行った」ものと考へることはできないであらう。

問題は「大郡宮である。かつて『大日本史』は小郡と大郡の関係について

小大訓読相近。非<sup>(16)</sup>別処<sup>(16)</sup>也

とし、大郡と小郡とを同一の地であるとしたこともある。しかしながら『日本紀』では大郡と小郡はきちつと書き分けられてあり、両者を同一のものとすることはできないのであり、今日では大郡は外交関係の官舎であり、対して小

郡は内政関係の官舎であつたと考へられてゐるのであるが、先にも述べたやうに小郡の所在地は西成郡であるが、大郡の所在地は明らかではない。孝徳天皇紀に於いて「宮」と称してゐるのは、小郡宮、碕宮、豊碕宮、味経宮及び大郡宮の五処である。この五処のうち、先にも述べたやうに小郡宮は大化三年に小郡を壊つて造営された宮であり、或る程度の規模を有したものであつたと想像される。それに対して問題は、大郡宮である。『日本紀』は白雉二年の晦日に「從<sup>17</sup>於大郡遷居<sup>18</sup>新宮」としてゐるのであるが、当日天皇は味経宮に行幸されてゐたと考へられる。天皇の行幸無しに、僧侶に勝手に読経を行はせるといふことは考へられないところであるから、当日またはそれ以前に天皇は小郡宮から味経宮に行幸になり、そこから大郡へ行幸され、さらに新宮に遷られたことになるのである。しかし新宮に遷られることが目的であつたとすれば、味経宮から直接新宮に遷られるのが自然である。に拘はらず大郡から新宮に遷られたとされてゐるのである。といふことは一つに考へられることは、味経宮が大郡そのものではないかといふことである。大郡は外交関係の官衙であり、大規模な施設であつたと考へられるところから、これを小郡宮に對して大郡宮、または味経宮と名付けられたのではないかと考へることができるのである。このやうに考へることが許されるならば、翠白雉三年元旦、賀正の礼を受けられた後、大郡宮に幸されたといふのは、難波長柄豊碕宮から大郡宮、すなはち味経宮への還幸であつたとして理解されるのではないかと考へられるのである。大郡の所在地については不明であるが、<sup>18</sup>上述のやうに味経宮が大郡であるとすれば、東成郡味原郷（現大阪市天王寺区味原町）であり、小郡宮の所在地は西成郡讚楊郷（現在地不明）であり、場所は異なることになる。<sup>19</sup>

## 五、『日本紀』の天皇評

この味経宮に関連して考へる必要があるのが、『日本紀』が孝徳天皇を評して  
尊<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub>、輕<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>。

と記してゐることである。「紀」は孝徳天皇が「輕<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>」ぜられた理由として  
斷<sub>二</sub>生国魂社樹<sub>一</sub>之類、是也。

と記してゐるのあるが、『日本紀』では何故に生国魂神社の樹を伐られたのか、その理由は記されてゐない。或いは  
同じ東成郡の味経宮造宮に關して行はれたことかもしれない。

そもそも孝徳天皇紀において、仏教關係の記事としては、大化元年八月癸卯条の  
遣<sub>下</sub>使於大寺<sub>一</sub>喚<sub>中</sub>聚僧尼<sub>上</sub>而詔曰。於<sub>二</sub>磯城嶋宮<sub>一</sub>御宇天皇十三年中。百濟明王奉<sub>レ</sub>伝<sub>二</sub>仏法於我大倭<sub>一</sub>。是時。  
群臣俱不<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>伝。而蘇我稻目宿禰独信<sub>二</sub>其法<sub>一</sub>。天皇乃詔<sub>三</sub>稻目宿禰<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>其法<sub>一</sub>。於<sub>二</sub>詛語田宮<sub>一</sub>御宇天皇之  
世。蘇我馬子宿禰追遵<sub>二</sub>考父之風<sub>一</sub>。猶重<sub>二</sub>能仁世之教<sub>一</sub>。而余臣不<sub>レ</sub>信。此典幾亡。天皇詔<sub>二</sub>馬子宿禰<sub>一</sub>而使<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>  
其法<sub>一</sub>。於<sub>二</sub>小墾田宮<sub>一</sub>御宇之世。馬子宿禰奉<sub>二</sub>為天皇<sub>一</sub>造<sub>二</sub>丈六繡像<sub>一</sub>。丈六銅像<sub>一</sub>。顯<sub>二</sub>揚仏教<sub>一</sub>恭<sub>二</sub>敬僧尼<sub>一</sub>。朕更  
復思<sub>下</sub>崇<sub>二</sub>正教<sub>一</sub>光<sub>中</sub>啓大猷<sub>上</sub>。故以<sub>三</sub>沙門狛大法師福亮<sub>一</sub>。惠雲。常安。靈雲。惠至。寺主僧旻。道登。惠隣<sub>一</sub>。而  
為<sub>二</sub>十師<sub>一</sub>。別以<sub>三</sub>惠妙法師<sub>一</sub>為<sub>二</sub>百濟寺々主<sub>一</sub>。此十師等宜<sub>下</sub>能教<sub>二</sub>導衆僧<sub>一</sub>。修<sub>二</sub>行釈教<sub>一</sub>要使<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>法。凡自<sub>三</sub>天  
皇<sub>一</sub>至于伴造<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>造之寺。不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>營者。朕皆助作。令<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>三寺司等與<sub>二</sub>寺主<sub>一</sub>。巡<sub>二</sub>行諸寺<sub>一</sub>。驗<sub>二</sub>僧尼<sub>一</sub>。奴婢。田  
畝之實<sub>一</sub>。而尽<sub>レ</sub>顯奏。即以<sub>二</sub>來目臣<sub>一</sub>。(闕<sub>レ</sub>名。)三輪色夫君。額田部連甥<sub>一</sub>為<sub>二</sub>法頭<sub>一</sub>。

との仏教授助の詔の件と、白雉元年二月の

穴戸国司草壁連醜経献<sub>二</sub>白雉<sub>一</sub>（中略）又問<sub>二</sub>沙門等<sub>一</sub>。沙門等对曰。耳所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>聞。目所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>觀。宜赦<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>悦<sub>二</sub>民心<sub>一</sub>。道登法師曰。昔高麗欲<sub>レ</sub>營<sub>二</sub>伽藍<sub>一</sub>。無<sub>二</sub>地不<sub>レ</sub>覽。便於<sub>二</sub>一所<sub>一</sub>白鹿徐行。遂於<sub>二</sub>此地<sub>一</sub>營<sub>二</sub>造伽藍<sub>一</sub>。名<sub>二</sub>白鹿園寺<sub>一</sub>。住<sub>二</sub>持仏法<sub>一</sub>。又白雀見<sub>二</sub>于一寺田庄<sub>一</sub>。国人僉曰。休祥。又遣<sub>二</sub>大唐<sub>一</sub>使者。持<sub>二</sub>死三足鳥<sub>一</sub>来。国人亦曰。休祥。斯等雖<sub>レ</sub>微。尚謂<sub>二</sub>祥物<sub>一</sub>。況復白雉。僧旻法師曰。此謂<sub>二</sub>休祥<sub>一</sub>。足<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>希物<sub>一</sub>。伏聞。王者旁<sub>二</sub>流四表<sub>一</sub>。則白雉見。又王者祭祀不<sub>二</sub>相踰<sub>一</sub>。宴食衣服有<sub>レ</sub>節則至。又王者清素則山出<sub>二</sub>白雉<sub>一</sub>。又王者仁聖則見。又周成王時。越裳氏来献<sub>二</sub>白雉<sub>一</sub>曰。吾聞<sub>二</sub>国之黄耆<sub>一</sub>曰。久矣。無<sub>二</sub>烈風淫雨<sub>一</sub>。江海不<sub>二</sub>波溢<sub>一</sub>。三<sub>二</sub>年於茲<sub>一</sub>矣。意中国有<sub>二</sub>聖人<sub>一</sub>乎。盍<sub>二</sub>往朝<sub>一</sub>之。故重<sub>二</sub>三詔<sub>一</sub>而至。又晋武帝咸寧元年。見<sub>二</sub>松滋<sub>一</sub>。是即休祥。可<sub>レ</sub>赦<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>。是以<sub>二</sub>白雉<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>于園<sub>一</sub>。

との白雉献上に際し、祥瑞かどうかを僧侶に聴かれた件、及び白雉元年十月是月条の始造<sub>二</sub>丈六繡像挾侍八部等卅六像<sub>一</sub>。

と、丈六繡像など四十六像を造つた件、同じく白雉元年是歳条の詔を受けて山口直大口が千仏の像を刻したとする漢山口直大口奉<sub>レ</sub>詔刻<sub>二</sub>千仏像<sub>一</sub>。

との件、白雉二年十二月晦日の、

於<sub>二</sub>三昧経宮<sub>一</sub>請<sub>二</sub>二千一百余僧尼<sub>一</sub>。使<sub>レ</sub>読<sub>二</sub>一切経<sub>一</sub>。是夕。燃<sub>二</sub>二千七百余灯於朝廷内<sub>一</sub>。使<sub>レ</sub>読<sub>二</sub>安宅・土側等経<sub>一</sub>。

との味経宮に二千百余の僧尼を招請して一切経を読ませた件と、その夕べに朝廷（豊碕宮と考へられる<sup>(20)</sup>）に二千七百余の燈火を灯し安宅・土側等の経を読ませた件、及び白雉三年四月壬寅条の

<sup>(20)</sup> 孝徳天皇朝の宮都を検証し日本紀の天皇評に及ぶ（堀井）

請<sub>二</sub>沙門惠隱於内裏使<sub>レ</sub>講<sub>二</sub>無量寿經<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>沙門惠資<sub>一</sub>為<sub>二</sub>論議者<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>沙門一千人<sub>一</sub>為<sub>二</sub>聽衆<sub>一</sub>。との、惠恩を内裏に請じ無量寿經を講ぜしめ、惠資を論議者として千人の僧を聽衆者とした件が記されてゐるのである。が、神道に關連する記事も、即位直後の六月乙卯の

天皇。皇祖母尊。皇太子。於<sub>二</sub>大槻樹之下<sub>一</sub>。招<sub>二</sub>集群臣<sub>一</sub>盟曰。(告<sub>二</sub>天神地祇<sub>一</sub>曰。天覆地載。帝道唯一。而末代澆薄。君臣失序。皇天假<sub>二</sub>手於我<sub>一</sub>。誅<sub>二</sub>殄暴逆<sub>一</sub>。今共瀝<sub>二</sub>心血<sub>一</sub>。而自<sub>レ</sub>今後。君無<sub>二</sub>二政<sub>一</sub>。臣無<sub>レ</sub>貳朝。若<sub>二</sub>貳<sub>一</sub>此盟<sub>一</sub>。天灾地妖。鬼誅人伐。皎如<sub>二</sub>日月<sub>一</sub>也。)

との群臣を率ゐて大槻の樹の下で天神地祇に誓はれた件、大化元年七月庚辰条の

蘇我石川麻呂大臣奏曰。先以祭<sub>二</sub>鎮神祇<sub>一</sub>。然後<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>議<sub>二</sub>政事<sub>一</sub>。

との蘇我石川麻呂の神祇先祭の奏上を受ける形での

是日遣<sub>二</sub>倭漢直比羅夫於尾張国<sub>一</sub>。忌部首子麻呂於美濃国<sub>一</sub>。課<sub>二</sub>供<sub>レ</sub>神之幣<sub>一</sub>。

との、同日の尾張・美濃両国に神に供する幣を課した件が記されてをり、その他神祇に触られてゐる詔として、大化元年八月庚子条・大化三年四月壬午条・白雉元年二月甲申条が存するのであり、孝徳天皇が特に「輕<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>」せられたとは言ひ得ないのである。しかるに『日本紀』が「輕<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>」せられたとするのは、その理由として「斷<sub>二</sub>生国魂社樹<sub>一</sub>之類、是也」と記してゐるやうに、生国魂神社の樹を伐られたことが最大の理由なのである。『日本紀』がこれを最大の理由として挙げてゐるといふことは、何らかの理由で生国魂神社の樹を伐る必要があつたためと考へられるのであり、それは味経宮の造営に拘はるることであつたと考へることも可能であらう。殊に味経宮に於いては白雉二年十二月晦日には二百余の僧尼を招請して一切経を読ませる等のが行はれてゐるところよりして、味経宮は仏教との關係の深い宮、仏教を象徴する宮と認識され、その宮造営の為に生国魂神社の樹を伐つたとすれば、それ

は「尊<sup>二</sup>仏法<sup>一</sup>、軽<sup>二</sup>神道<sup>一</sup>」せられる行為であつたと認識されたとしても不思議ではないのである。

生国魂神社は現在天王寺区生玉町に鎮座してゐるが、これは豊臣秀吉により移転されたものであり、それ以前は現在の大坂城の地に鎮座してゐたのである。その具体的な位置については分からないが、難波宮の北側に当たる。その事からすれば、孝徳天皇紀に記されてゐる「<sup>一</sup>断<sup>二</sup>生国魂社樹<sup>一</sup>之類、是也」と記された生国魂社の樹を伐つた理由は、難波長柄豊碓宮の造営に關してのことと考へるのが一般的と考へえられるが、それを「尊<sup>二</sup>仏法<sup>一</sup>、軽<sup>二</sup>神道<sup>一</sup>」た理由としてゐるところよりして、仏教に關係の深い味経宮造営、すはち大郡改築のために生国魂神社の木が採採されることもあつたのではないかと考へるのである。このやうに考へることが許されるならば、孝徳天皇を「尊<sup>二</sup>仏法<sup>一</sup>、軽<sup>二</sup>神道<sup>一</sup>」せられたと評された理由も明らかにするのではないかと考へるのである。

## を は り に

以上孝徳天皇朝の宮都について考へるところを述べてきたが、その中心として述べたのは、味経宮と大郡宮は同一のものであり、その味経宮は仏教に關係する宮と人々に認識されたことが、その宮の造営の為に生国魂神社の木の伐採が行はれたことから、孝徳天皇を「尊<sup>二</sup>仏法<sup>一</sup>、軽<sup>二</sup>神道<sup>一</sup>」と評することになつたのではないかといふことである。博雅のご批判を賜はれば幸甚である。

(平成二十四年七月一日稿)

(平成二十五年六月二十八日再稿)

補註

- 1、小学館新編日本古典文学全集『日本書紀』③ 一三九頁頭注五
- 2、田中卓「郡司制の成立」(田中卓著作集第六卷『律令制の諸問題』) 参照
- 3、小学館新編日本古典文学全集『日本書紀』③ 一三四頁頭注一五
- 4、小学館新編日本古典文学全集『日本書紀』③ 一六二頁頭注六参照
- 5、小学館新編日本古典文学全集『日本書紀』③ 一六四頁頭注七
- 6、田中卓氏前掲書、直木孝次郎氏「難波小郡宮と長柄豊碓宮」難波宮址を守る会編『難波宮と日本古代国家』所収、なほ直木氏はその後「孝徳朝の難波宮」『難波宮と難波津の研究』所収)で自説を変更されてゐるが、吉川真司氏の指摘(「難波長柄豊碓宮の歴史的位置」『日本国家の史的特質 古代・中世』所収)のやうに前説のはうが理に適つてゐる。
- 7、吉川真司氏は「難波長柄豊碓宮の歴史的位置」(『日本国家の史的特質 古代・中世』所収)に於いて小郡宮の所在地を東成郡に比定してゐるが、その比定が正しいかどうかは今後更に検討する余地があると考へられ、本稿に於いては通説の如く小郡宮は西成郡にあつたとして以下論述していくことにする。
- 8、小学館新編日本古典文学全集『日本書紀』③ 一六九頁頭注二六
- 9、造営作業の開始を早く考えられる吉川真司氏前掲論文でもその開始は大化五年とされてゐる。
- 10、澤潟久孝氏『万葉集注釈』第六卷五五頁参照
- 11、吉岡真司氏前掲論文
- 12、古市晃氏「難波宮と難波津」『古代の都―飛鳥から藤原京へ』 八五頁
- 13、吉川氏は前掲論文に於いて「味原の宮」を「味経の宮」と記してをられるが、『万葉集』は「味原宮」であり、「味経の宮」と「味原の宮」を簡単に同一の宮と断定することは控へなければならぬであらう。因みに澤潟久孝氏は「味原の宮」について

「原をふと訓るは、原野は草の生る所なれば、生の意もて、ふとはよめるなり」と攷證にある。として、そのよみは「アジフ」としてをられる。

14、澤瀉久孝氏『万葉集注釈』第六卷五五頁

15、吉岡真司氏前掲論文八五頁

16、大日本雄弁会本『大日本史』第一卷一一六頁

17、直木孝次郎氏前掲論文参照

18、大郡宮の所在地について、吉川氏は「西成郡内の石町付近にあった可能性が高い」とされるが、氏は大郡に關係する「難波津」を現在の高麗橋付近と推定されてゐるが、「難波津」の位置は『住吉大社神代記』の「長柄船瀬本記」の記す四至を参照するにそれより上流の東成郡内に求めるべきであり、大郡の位置も通説のやうに東成郡内に求めるべきものと考えられる。(田中卓氏「祝詞「遣唐使時奉幣」について、古来の誤解を正し、難波津の位置と成立時期を確定する」続田中卓著作集第三輯「考古学・上代史料の再検討」所収参考)

19、味経宮と大郡宮を同一の宮とする先行論文に鎌田元一氏の「難波遷都の経緯」(同氏著『律令国家史の研究』所収)がある。  
20、安宅・土側等経は地鎮の為の經典であるところよりして、これは新宮造営に関する読経であつたと考へられるところよりして新宮の庭上に於いて行はれたものと考へられる。(遠藤慶太氏の御教示による。)

## 付記

本稿は平成二十四年七月八日に行はれた皇學館大學人文學會における発表原稿を補訂したものである。発表時、岡田登氏・遠藤慶太氏より貴重な御教示を頂戴した。厚くお礼申し上げます。

(ほりゐ　じゅんじ・日本文化大学教授)

孝徳天皇朝の宮都を検証し日本紀の天皇評に及ぶ(堀井)